

意見書（案）第19号

小・中学校におけるマスク着用や黙食の見直しを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年6月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	伊 沢 けい子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	野 村 羊 子

小・中学校におけるマスク着用や黙食の見直しを求める意見書

我が国における新型コロナウイルスに対する政府の感染対策が始まってから2年以上経過し、市民の生活も行動の自粛など、様々な制限を受けている。三鷹市立小・中学校に通う児童・生徒においては学校生活や教育活動の中で感染拡大防止対策が取られているが、これらの感染対策が長期化するにつれ、健康や発育、発達への悪影響も顕在化している。厚生労働省が発表しているデータでは、15歳以下では同感染症による重症化や死亡のリスクは極めて低いことが示されている。過剰な対策により、かえって就学児の健康に害を与える可能性についても考慮し、同感染症についての約2年間のデータの集積を踏まえ、感染症予防に偏らず、児童・生徒の健全な成長、発達及び学習環境の確保とのバランスを図るべきである。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記のことを求める。

記

- 1 就学児において常時マスクを着用することが長期化した場合の健康及び発達への影響について、現時点では正確なデータがない。しかし、マスク装着が身体及び精神に与える影響に関しては、心理学的悪影響、脳の酸素欠乏等幾つかの報告がある。これらの医学的知見から考えると、成長期である就学時に長期間マスクを装着することで骨格や脳の正常な発達が阻害される可能性があり、現在常時マスク装着を余儀なくさせられている児童・生徒が成人になった際に病気を発症するリスクが高まると考えられる。よって、マスク装着によるメリットだけでなく、児童・生徒の健全な成長発育及び学習環境に与えるリスクについても教職員、児童・生徒、保護者に対して周知すること。
- 2 国連が1989年に採択した子どもの権利条約によると、子どもは生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利があると述べられている。三鷹子ども憲章の第7の項目においても「もっている みんなのいのち 大切に」と定められており、子どもの健やかな成長が守られるべきであると述べられている。コロナ禍においても、子どもの健やかに成長する権利、感染対策の害から守られる権利、十分な教育を受ける権利が守られるべきである。未成年である児童・生徒に関しては、マスク装着に関する判断は周囲で関わる教育者や保護者の意見に委ねられることが多く、本人がマスクに関する正確な情報を得て正確に判断することが困難であると考えられるため、教育者及び保護者が随時正確な情報を入手し、過剰な感染対策による健康被害から子どもを守る義務があると考えられる。そのためには、現在医学的に確認されているマスクの感染予防効果が限定的であるのに対し、前項で述べたように健康被害の方が大きくなる可能性が非常に高いことに鑑み、教

育現場のマスクの着用については本人及び保護者の判断による自由化を求める。
また、マスクを装着しないことを選択した児童・生徒及び保護者の意思を尊重し、
差別や圧力が生じることがないように指導すること。

- 3 体育や登下校時のマスク着用については、最近熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案が相次いだことから、文科省が本年6月10日、事務連絡でマスクを外すよう指導している。教育現場で実行されるよう、一層の努力をすること。
- 4 学校給食時、昼食時のマスク装着については、文科省の衛生管理マニュアルに、感染対策に留意しつつも可能な限り子どもの健やかな学びを保障するという方針が示されている。しかし、都立学校のガイドラインには、児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、黙食を徹底するよう指導するとある。昼食時の黙食徹底、マスク装着の方針については、子どもの健やかな学びを保障するために見直すこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち